

## (解説付き) 舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市議会（以下「議会」という。）の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするため、議会におけるパブリック・コメント手続について、必要な事項を定めるものとする。

### 【解説】

- 1 この手続の直接の目的としては、「舞鶴市議会の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たす」とするもので、議会の基本的な方向性を示すものなどを意思決定する前に、案を公表し、その案に対する市民等からの意見とその意見に対する議会の考え方を公表する手続をとることとするものです。
- 2 この手続の高次の目的としては、「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするもので、市民に議会活動を広報するとともに、市民等の多様な意見を把握し、意思決定に反映させることにより、「市民に開かれた議会・市民と協働する議会」にしていこうとするものです。
- 3 この手続は、議会が政策等を決定する前に、当該政策等の案に対する市民等からの意見を聞いて、その内容を考慮して最終的な意思決定を行うものであり、ただ単なる賛成・反対を問うものではなく、その多数によって意思決定を行うものではありません。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、議会が政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識（以下単に「意見」という。）を考慮し、最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された市民等からの意見に対する議会の考え方を公表する一連の手続をいう。

### 【解説】

- 1 「パブリック・コメント手続」という用語は、「舞鶴市パブリック・コメント手続要綱」に規定する、それと同義として使用するもので

す。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げる事項を定める政策等（この要綱において「政策等」という。）の策定（改廃を含む。以下同じ。）とする。

(1) 議会の基本的な方向性を示すもの

(2) 市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、議会がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる政策等の策定は、パブリック・コメント手続の対象としない。

(1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの

(2) 議会に裁量の余地がないと認められるもの

【解説】

1 「議会の基本的な方向性を示すもの」とは、議会活動の基本理念や基本方針を示す条例等をいいます。

対象となるものとしては、議会基本条例の制定及び改廃が考えられます。

2 「市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの」は、市内全域又は全市民を対象とし、特定の地域・者を対象とするものは対象外とするとともに、市政の各分野における政策の基本的な事項を定め、議会の権限を考慮して執行機関が具体的な施策等を定めるような内容のものは定めないこととするものです。

対象となるものとしては、いわゆる政策条例が考えられます。

3 上記1及び2以外で、この手続の趣旨に照らして対象とすべきものとする場合であり、対象となるものとしては、次のものが考えられます。

(1) 舞鶴市議会に関わる条例及び規則の制定（改廃を含む。）

(2) 特定の地域・者に関するものは対象外であるものの、全地域又は全市民に対して広く意見を求める必要があると認められるもの

4 この手続の対象としないものとして、次のものを定めています。

(1) 「迅速性若しくは緊急性を要するもの」とは、手続に要する時

間の経過により、条例等の意義や効果が損なわれるため、この手続を経る時間的な余裕がないものをいいます。具体的には、災害等の緊急時に対応する必要がある場合、次の会期の審議では時期を失ってしまうと判断される場合が想定されます。

(2) 「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の変更を伴わないもの又は制度の改正等に伴い一部表現(文言)を変更するものをいいます。

(3) 「議会に裁量の余地がないと認められるもの」とは、法令や国、京都府、舞鶴市の計画にその内容が詳細に規定されている場合をいいます。

(案等の公表)

第4条 議会は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の最終的な意思決定の前に、政策等の案及び次に掲げる資料(以下「案等」という。)を公表しなければならない。

(1) 当該政策等を策定する趣旨

(2) 当該政策等の案の概要

(3) その他必要と認める資料

2 案等の公表は、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに議会のホームページへの掲載のほか、次に掲げるいずれか又は複数の方法により行うものとする。

(1) 広報紙への掲載

(2) 議会が必要と認める施設での閲覧

(3) その他議会が定める方法

【解説】

1 案等の内容は、市民等がその内容を十分理解し、適切な意見が提出できるよう、わかりやすい表現を心掛けることとし、案等の公表時期は、政策等の意思決定前の効果的かつ適切な時期を決定することとします。

2 「その他必要と認める資料」とは、市民等が手続の対象とする政策等の案を理解するために議会が必要と認める資料をいいます。

3 議会が案等を公表するときは、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに市議会のホームページへの掲載は必ず行うものとし、広報紙への掲載や施設での閲覧などの方法も採り入れることとします。

4 「広報紙への掲載」は、まいづる市議会だよりや広報まいづる等の

広報紙への掲載で、これらの掲載については、原稿の締切り等の時間的な制限や紙面の制約等があることから、適宜、議会報編集委員会での協議や市の広報担当課と協議することとします。

- 5 「議会が必要と認める施設での閲覧」は、西支所、加佐分室、公民館、図書館等で議会が当該政策等に係る対象などを考慮して必要と認める施設において了解を得た施設での閲覧をいいます。
- 6 「その他議会が定める方法」は、印刷物の配布や報道機関への情報提供等の方法が考えられます。

(意見の募集等)

第5条 議会は、案等の公表の日から起算して30日以上を設けて、政策等の案に対する意見を募集しなければならない。ただし、30日以上を設けることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便又は信書便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 議会が必要と認める施設への書面の持参
- (5) その他議会が定める方法

3 意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先)を明らかにしなければならない。

#### 【解説】

1 意見の募集期間は、30日以上を確保しなければなりません。30日以上を定めることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができます。

2 30日以上を定めることができないやむを得ない理由がある場合とは、例えば、30日以上を定める期間を設定したとすると、あらかじめ定められた施行日までの施行が困難になると認められるような場合などです。

3 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するため、記録を残すことができる方法によることとし、電話、口頭によるものは、除外することとします。

- 4 意見の提出者は、舞鶴市民(個人)に限らず、法人その他の団体を含めた何人とします。
- 5 議会は、提出された意見に対する責任の所在を明らかにするため、また、意見の内容の確認等を行うため、意見提出者に住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先)の明示を求めることとしますが、その住所、氏名等は公表しません。

(意見の考慮等)

第 6 条 議会は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

- 2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第 4 条第 2 項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が舞鶴市情報公開条例(平成 11 年条例第 31 号)第 5 条各号及び舞鶴市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 24 号)第 17 条各号に掲げる不開示情報に該当する場合を除く。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する議会の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合の当該修正内容

#### 【解説】

- 1 議会は、提出された意見を考慮して、当該政策等の意思決定を行います。この場合において、提出された意見を必ず採り入れるというのではなく、提出された意見について十分検討し、政策等の趣旨を踏まえて反映できるものは、反映するものとします。
- 2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは提出された意見の概要とそれに対する議会の考え方を、また、当該案等を修正した場合にはその修正内容を、原則として最終的な意思決定時に公表するものとします。
- 3 提出された意見が舞鶴市情報公開条例第 5 条各号及び舞鶴市個人情報保護条例第 17 条各号に規定する不開示情報に該当する場合は、当該意見は公表しません。
- 4 この手続の趣旨は、市民等からの多様な意見を考慮して、政策等を決定していくことにあることから、賛否の結論だけを示したものについては、議会の考え方を示さないものとします。また、政策等の案に対して提出された意見の内容が当該案から逸脱しているものに

についても同様とします。

- 5 提出された意見が多数の場合は、類似の意見をまとめて公表することができるものとします。

(一覧表の作成等)

第 7 条 議会は、第 4 条第 1 項の規定により公表した案等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

- (1) 政策等の名称
- (2) 案等の公表日及び意見募集期間
- (3) 案等の閲覧等の方法
- (4) 問合せ先

2 議会は、第 3 条第 2 項第 1 号に該当する政策等について、パブリック・コメント手続の対象としない理由等を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

【解説】

- 1 一覧の公表は、どのような案件についてパブリック・コメント手続をとっているのか、又はとらなかったのかを市民等にわかりやすく知らせるためのものです。
- 2 議会は、手続をとっている政策等については当該案等の公表後に、手続の対象としないこととしたものについては当該意思決定後に、速やかにその一覧を公表することとします。

(その他)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は、別に定める。

【解説】

この要綱の定めるもの以外で規定すべき事項については、議会運営委員会において協議し、定めることとします。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 12 日から施行する。

【解説】

この要綱の施行期日を平成 28 年 5 月 12 日としたものであり、議会は、同日以後に議会が政策等を決定しようとする場合は、この要綱に基づきパブリック・コメント手続をとることとします。